

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 仕様書・設計書等について【保健医療事業団】 （報告書 P144）</p> <p>千葉市休日救急診療所における医薬品及び診療材料の管理に関しては、保健医療事業団から薬剤師会へ業務委託されている。平成25年度において、当該委託業務の実施に当たり剰余金が生じたことから、当該剰余金が薬剤師会から保健医療事業団へ返還されている。</p> <p>管理委託料の履行確認は難しいため、現在の積算上の根拠を精査し、適正利潤の許容も含めて検討する必要がある。</p> <p>保健医療事業団は、薬剤師会との契約書作成・履行に当たって次のことを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 薬剤師会との契約にあたって必要な仕様書及び設計書を作成し、委託業務執行の管理・評価に役立てること。 ii 派遣薬剤師に係る勤務実績について、従事日数等の報告を受けるよう契約書に明記すること。 iii 薬剤師会が受託するにあたっての適正利潤を精査し、管理委託料等の中で見積もること。 	<ul style="list-style-type: none"> 【i について】 仕様書・設計書を作成し、契約を締結することとした。 【ii について】 派遣薬剤師に係る勤務実績について、従事日数の報告を行うよう契約書に明記することとした。 【iii について】 管理委託料については、毎年度、薬剤師会と協議を行い、適正利潤を含め、見積もっている。